

21政第190号
平成22年4月1日

地方農政局長	}	あて
北海道農政事務所長		
国土交通省北海道開発局長		
内閣府沖縄総合事務局長		
都道府県知事		
別記		

農林水産事務次官

戸別所得補償モデル対策実施要綱の制定について

戸別所得補償モデル対策実施要綱が別添のとおり制定されたので、御了知の上、本対策の円滑な推進に万全を期されたい。

なお、本要綱の制定に伴い、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）及び水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）は廃止されるので併せて御了知願いたい。

以上、命により通知する。

戸別所得補償モデル対策実施要綱

1 趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にある。このため、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要がある。

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、平成22年度に戸別所得補償モデル対策（4の水田利活用自給力向上事業及び5の米戸別所得補償モデル事業をいう。以下「モデル対策」と総称する。）として、国は予算の範囲内において交付金を交付することとする。その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

2 対策の普及・推進等

- （1）都道府県段階では、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）が、都道府県や都道府県協議会（戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱（平成22年4月1日付け21政第191号農林水産事務次官依命通知）別紙の第1の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）と連携して、管内市町村や地域協議会（同要綱別紙の第2の地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）等の市町村段階の関係機関に対して戸別所得補償制度の趣旨、モデル対策の内容の周知等の推進活動を行う。
- （2）市町村段階では、地方農政事務所等が、地域協議会を構成する市町村、農業協同組合等の関係機関と連携して、地域の実情に応じて、各種説明会や農業協同組合の地区別懇談会等を活用し、戸別所得補償制度の趣旨、モデル対策の内容の周知等の推進活動を行う。
- （3）地方農政事務所等は、モデル対策の実務や推進活動が円滑に進められるよう、市町村又は地域協議会と協議して、戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱別記様式2-2に定める「戸別所得補償モデル対策に係る年間スケジュール」を作成する。これを基に、地方農政事務所等は市町村又は地域協議会と十分連携してモ

デル対策の計画的な取組を進めるとともに、年間スケジュールに即した取組を行う市町村又は地域協議会に対して、指導・助言を行う。

3 生産数量目標の通知等

(1) 生産数量目標の通知

食料自給率の向上を図るためには、米の需給調整を効果的に進めるとともに、水田の有効活用を促進する必要がある。このため、米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知。以下「需給調整要領」という。）の規定により、地域協議会は、当該地域協議会において協議・決定された配分ルールに基づき、認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針を作成した生産者団体等をいう。以下同じ。）及び当該認定方針作成者が作成した生産調整方針に参加しない農業者に対して主食用米の生産数量目標を通知する。地域協議会から通知を受けた認定方針作成者は、方針参加農業者に対してそれぞれの生産数量目標を通知する。

(2) 配分ルールの考え方

米戸別所得補償モデル事業に参加するためには、生産数量目標の配分を受けることが前提であり、これまで需給調整に参加してきたか否かにかかわらず、参加しようと思えば誰でも参加できるように生産数量目標が配分されることが重要である。

したがって、例えば、

- ① 需給調整を達成しないことを理由として格差を設ける配分
- ② 主食用米の作付面積が10a未満の農業者の生産を考慮しない配分
- ③ 特定の者に加算することで、それ以外の者の需給調整への参加が困難となるような格差を設ける配分
- ④ 水稻共済に加入する者に重点を置いた配分
- ⑤ 米戸別所得補償モデル事業の交付金を受け取らない旨を明言している農業者を除外した配分

は米戸別所得補償モデル事業の趣旨を体したものとは言えず、このような配分が行われた場合には、本事業の対象としない場合もあることに留意する必要がある。

(3) 農業者間調整の扱い

生産数量目標の農業者間調整は、地域協議会が認定方針作成者と連携して行うが、農業者間で生産数量目標の調整を行った場合には、調整後の生産数量目標を平成22年6月15日までに認定方針作成者が方針参加農業者（生産調整方針に参加

しない農業者については、地域協議会が当該農業者）に通知する必要がある。

農業者間調整については、需給調整に参加しない農業者が、配分された生産数量目標の面積換算値を超えて主食用米の作付けを行いつつ、自らの生産数量目標を他の農業者に譲渡することは認められない。

4 水田利活用自給力向上事業

（１）対象農業者

実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。

（注１）集落営農については、複数の農業者により構成される任意組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、交付対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものとする。

（注２）集落営農の構成農業者又は集落営農を脱退した構成農業者が単独で本事業の対象となる場合には、当該集落営農の同意が得られていることが総会の議事録、代表者の同意書等により確認できることを要する。

（２）交付対象作物及び交付単価

本事業の交付対象作物及び交付単価については、次のとおりとする。ただし、交付対象作物については、平成22年産（平成22年度内に収穫を行うもの）であって、（３）に定める需要に応じた生産の確保に関する要件を満たして生産されるものに限る。

① 戦略作物

交付対象となる作物及び交付単価は次表のとおりとし、作付面積に対して交付する。

作物名	交付単価 (10 a 当たり)
麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦） 大豆（黒大豆、青大豆を含む。） 飼料作物(飼料作物の作付けを伴う水田放牧を含む。)	35,000円
米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、稲発酵粗飼料用 稲（以下「WCS用稲」という。）	80,000円
そば なたね（食用油用） 加工用米	20,000円

② その他作物

戦略作物以外の作物（以下「その他作物」という。）については、10 a 当たり10,000円を基本として、作付面積に対して交付する。

ただし、交付対象となる具体的な作物及びその交付単価は都道府県単位で設定するものとし、その具体的な設定方法等については、「その他作物の交付単価等の考え方及び設定手続」（別紙1）において定める。

③ 二毛作

二毛作の交付対象となる作物は、

ア 主食用米と戦略作物との組み合わせにより二毛作を行う場合における、戦略作物、

イ 戦略作物同士の組み合わせにより二毛作を行う場合における、いずれか一方の戦略作物

とし、作付面積に対して、10 a 当たり15,000円を交付する。具体的には「二毛作の交付対象の考え方」（別紙2）において定める。

（注1）戦略作物及びその他作物の交付単価については、（5）に定める激変緩和措置及び都道府県におけるその他作物の交付単価設定の結果、上記の交付単価から増減されることがある。

（注2）平成22年産の麦・大豆については、上記の交付単価に加えて、経営所得安定対策（水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）に基づく事業をいう。以下同じ。）の加入者に対しては、同対策の生産条件不利補正交付金が支払われる。また、平成19年産以降の麦・大豆の作付拡大分については、作付拡大条件不利補正対策事業（作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）により経営所得安定対策の固定払（同対策の生産条件不利補正交付金のうち、過去の生産実績に基づく交付金をいう。以下同じ。）に相当する額の交付金が支払われる。

（3）需要に応じた生産の確保に関する要件

捨てづくりを防止するとともに、需要に応じた生産を推進するため、交付対象作物ごとにそれぞれ次に定める要件を満たすものを交付対象とする。具体的には「需要に応じた生産の確保」（別紙3）において定める。

① 麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WC S用稲、加工用米

実需者等との出荷・販売契約等を締結するとともに、収穫を行うこと。

② そば、なたね

収穫を行うこと。

③ その他作物

収穫を行うこと。地力増進作物については、通常の肥培管理等を行うとともに、ほ場へのすき込みを行うこと。景観形成作物や、収穫を行うことができない

い生育段階の作物等については、通常の肥培管理等を行うこと。

（４）麦・大豆から転換する米粉用・飼料用米等の扱い

経営所得安定対策の固定払の受給資格者が、麦・大豆から米粉用・飼料用米等（米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲をいう。以下同じ。）へ転換する場合には、麦・大豆の作付転換分に相当する経営所得安定対策の固定払の交付申請を行わないことを要件として、米粉用・飼料用米等の交付対象とする。具体的には「麦・大豆から転換する米粉用・飼料用米等の扱い」（別紙４）において定める。

（５）激変緩和措置

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、従来対策に比べて交付額が減少する地域における影響をできる限り緩和し、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、激変緩和措置を講ずる。具体的には、「激変緩和措置の考え方及び設定手続」（別紙５）において定める。

５ 米戸別所得補償モデル事業

（１）対象農業者

生産数量目標に即した生産を行った販売農家又は集落営農とする。

① 「生産数量目標に即した生産を行ったこと」について

生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用米の作付けを行っていることとする。具体的な確認方法については「生産数量目標に即した生産の確認」（別紙６）において定める。

（注１）生産数量目標の面積換算値は、需給調整要領の規定により、都道府県・地域・農業者間の調整が行われ確定された生産数量目標を地域の合理的な単収（共済単収を統計の作柄表示地帯別の10a当たり平年収量に整合させた単収など）を用いて換算した値（面積）である。

（注２）主食用米の作付面積には、需給調整要領において生産数量目標の外数として扱われている加工用米、新規需要米はカウントしない。

② 「販売農家」について

本事業の対象となる販売農家については、販売を目的として主食用米を生産する農家であって、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省経済局長通知。以下「引受要綱」という。）第4章第1節第1の1の規定に基づく水稻共済細目書異動申告票を作成し農業共済組合等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第12条第3項に規定する組合等をいう。以下同じ。）に提出しているものとする。

ただし、地域に農業共済組合等がない場合や水稻の作付面積が当然加入の基

準面積（農業災害補償法第16条第1項ただし書の規定に基づき、都府県は20a～40a、北海道は30a～1haの範囲内で都道府県知事が定める面積）を下回るため、水稻共済に加入しない者については、前年産米の出荷・販売先との契約状況を確認し、対象とすることができる。

③ 「集落営農」について

集落営農については、複数の販売農家により構成される任意組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、交付対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものとする。

（注）集落営農の構成農業者又は集落営農を脱退した構成農業者が単独で本事業の対象となる場合には、当該集落営農の同意が得られていることが総会の議事録、代表者の同意書等により確認できることを要する。

④ 調整水田等の不作付地により生産数量目標に即した生産を行う場合の扱い

食料自給率の向上に向けて、不作付地の増加を防止しつつ、水田の有効活用を促す観点から、生産数量目標に即した生産を行う販売農家又は集落営農のうち、調整水田等の不作付地を有するものについては、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村長に提出し認定を受けることを要する。具体的な手続については「調整水田等の不作付地の改善計画の手続」（別紙7）において定める。

なお、モデル対策の実施期間中に、市町村、地域協議会及び地方農政事務所等が地域の不作付地を把握し、本格実施以後に、地域を挙げて不作付地の改善に取り組むこととする。

（注）調整水田等とは、調整水田（水を張った状態で管理）、自己保全管理（常に耕作が可能な状態で管理）等をいう。

（2）交付単価

① 定額部分の交付単価

全国一律単価とし、平成22年産米の販売価格にかかわらず10a当たり15,000円を交付する。

（参考）交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円／60kg
b	標準的な販売価格	11,978円／60kg
c	差引（a－b）	1,725円／60kg
d	交付単価（c×530kg／10a÷60kg）	15,238円／10a
		≒15,000円／10a

（注）aの標準的な生産に要する費用は、米の生産費統計（全国平均）における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年（平成14年産から平成20年産）中庸5年の平均により算定した。

bの標準的な販売価格は、食糧法第52条第1項に基づき米穀の出荷の事

業を行う者から報告徴収した年産に係るすべての産地品種銘柄について、各産地品種銘柄の毎月ごとの価格を年産を通じて毎月ごとの報告数量で加重平均した価格を、各産地品種銘柄の当該年産の前年産の検査数量で加重平均した価格（全銘柄平均の相対取引価格）の過去3年（平成18年産から平成20年産まで）の平均から流通経費等を除いたものである。

② 変動部分の交付単価

平成22年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を基に算定された10a当たりの交付単価を交付する。

（注）平成22年産米の販売価格は、食糧法第52条第1項に基づき米穀の出荷の事業を行う者から報告徴収した年産に係るすべての産地品種銘柄について、平成22年産米の平成23年1月までの間の各産地品種銘柄の毎月ごとの価格を毎月ごとの報告数量で加重平均した価格を、各産地品種銘柄の平成21年産の検査数量で加重平均した価格から流通経費等を除いたものを使用する。

6 交付対象面積

- （1）モデル対策の交付金の交付対象面積は、「モデル対策の交付金の交付対象となる水田等」（別紙8）に定める交付対象水田に該当する水田における作付面積とし、交付対象作物ごとにa単位（1a未満は切り捨て）とする。
- （2）米戸別所得補償モデル事業の交付対象面積は、主食用米の作付面積から自家消費米や縁故米分として一律10aを控除した面積とする。

ただし、集落営農が、農業共済資格団体（農業災害補償法第15条第1項第8号に規定する農業共済資格団体をいう。）である場合には、組織単位で計算される主食用米の作付面積から10aを控除する。

また、醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の醸造用玄米をいう。以下同じ。）又は種子用米（主要農作物種子法（昭和26年法律第131号）第3条の規定により指定種子生産ほ場に指定されたほ場で生産されたものをいう。）については、作付けの段階で自家消費米等に回らないことが確実と見込まれることから、交付対象面積の算定に当たり10aを控除しない。

7 モデル対策の加入申請・交付手続等

（1）加入申請

- ① モデル対策に加入しようとする者（以下「加入申請者」という。）は、「戸別所得補償モデル対策加入申請書」（様式第1号。以下「加入申請書」という。）に次の書類を添付して、平成22年4月1日から同年6月30日までの間に、地方

農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。）に提出し、本対策への加入申請をするものとする。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、加入申請者は、市町村又は地域協議会を経由して提出することができるものとする。この場合、加入申請者は、平成22年6月30日までに市町村又は地域協議会に加入申請書を提出することとし、市町村又は地域協議会は、平成22年7月31日までに地方農政事務所長等に送付するものとする。

ア 5の（1）の②の販売農家であることを確認できる書類（水稻共済細目書異動申告票の写し等）

ただし、地方農政事務所等が農業共済組合等に照会して、加入申請者の水稻共済細目書異動申告票の提出状況を確認できる場合には省略することができる。

イ 水稻共済に加入しない者の場合には、前年産米の出荷・販売先との契約の状況等が確認できる書類（農業協同組合等の入庫票の写し、販売伝票の写し等）

ウ 集落営農の場合には、規約、構成農業者名簿及び共同販売経理を確認できる書類（集落営農（代表者）名義の預金通帳の写し等）

エ 集落営農の構成農業者又は集落営農を脱退した構成農業者が単独で本事業の対象となる場合には、当該集落営農の同意が得られていることが確認できる書類（総会の議事録の写し、代表者の同意書の写し等）

オ 地域内でのブロックローテーションを維持する必要がある等の営農上の理由で交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある者は、口座名義人に対する委任状（様式第2号）及び営農上の理由を証する書類

② 地方農政事務所長等は、加入申請者から提出された加入申請書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、加入申請者ごとに「戸別所得加入者管理コード」を付与する。また、当該管理コードを付与された者（以下「対策加入者」という。）に対し、（4）の交付対象面積の通知までの間に当該対策加入者の加入申請書の写しを送付する。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、市町村又は地域協議会を経由して対策加入者に送付することができるものとする。

（2）変更の申出

対策加入者は、（1）の①により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに地方農政事務所長等に申し出るものとする。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、対策加入者は、市町村又は地域協議会を経由して提出することができるものとする。

この場合において、地方農政事務所長等は、当該対策加入者の同意を得て、当

該対策加入者に代わって当該書類を補正することができるものとする。

(3) 作付面積の確認等

- ① 加入申請者は、「平成22年度（平成22年産）水稻生産実施計画書兼戸別所得補償モデル対策の交付金に係る作付面積確認依頼書」（様式第3号。以下「作付確認依頼書」という。）に必要事項を記入し、平成22年4月1日から同年6月30日までの間に、市町村長又は地域協議会の長（以下「地域協議会長」という。）に提出するものとする。

ただし、モデル対策の交付金の交付に必要となる農業者に関する情報（交付対象作物の作付面積、生産数量目標の達成状況等）が確認できる場合には、従来対策で使用している水稻生産実施計画書、営農計画書等の様式を代用することができるものとする。

- ② 米戸別所得補償モデル事業に加入しようとする者であって、醸造用玄米の作付面積又は種子生産ほ場面積を有する者については、次の書類を添付するものとする。

ただし、当該加入申請者が一般主食用米の作付けを10a以上の面積で行う場合には省略することができる。

ア 醸造用玄米の作付面積がある場合には、水稻共済細目書異動申告票の写し、農業協同組合等との出荷契約書の写し等の醸造用玄米の面積を確認できる書類

イ 種子生産ほ場面積がある場合には、主要農作物種子法第5条のほ場審査証明書の写し、農業協同組合等と都道府県主要農作物種子協会との栽培契約書の写し等の種子生産ほ場面積を確認できる書類

- ③ 市町村長又は地域協議会長は、平成22年7月1日現在の対策加入者ごとの作付確認依頼書の内容を「戸別所得補償モデル対策対象作物の地域別作付計画面積報告書」（様式第4号）に取りまとめ、平成22年7月31日までに地方農政事務所長等に報告するものとする。

- ④ 市町村長又は地域協議会長は、対策加入者ごとに作付確認依頼書に記載された交付対象作物ごとの作付面積及び生産数量目標の達成状況等を確認するものとする。

これらの確認に当たっては、事務の簡素化の観点から、農業共済組合等から農作物共済引受面積（引受要綱第1章第5節の2の引受面積）等の情報の提供を受けて行うことを基本とし、農作物共済引受面積等の情報による確認ができない場合には、現地確認で対応するものとする。

- ⑤ 交付対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の7月1日を基準とし、当該基準日に確認が困難な作物については、市町村長又は地域協議会長が地方農政事務所長等と協議して確認日を設定するものとする。

- ⑥ 市町村長又は地域協議会長は、対策加入者ごとの確認が終了した後は、遅滞なく「戸別所得補償モデル対策加入者別作付面積確認結果報告書」（様式第5

号。以下「確認結果報告書」という。）を作成し、その基礎となったデータ（地方農政事務所長等が定める形式による。）と併せて、地方農政事務所長等に対して報告するものとする。

（４）交付対象面積の確定

- ① 地方農政事務所長等は、市町村長又は地域協議会長から報告された確認結果報告書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、対策加入者ごとの交付対象面積を算定し、その結果を「戸別所得補償モデル対策交付金交付対象面積通知書」（様式第６号。以下「交付対象面積通知書」という。）により対策加入者に通知する。

併せて、対策加入者ごとに「戸別所得補償モデル対策交付金交付申請書」（様式第７号。以下「交付申請書」という。）を作成し、交付対象面積通知書とともに対策加入者に送付する。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、市町村又は地域協議会を経由して対策加入者に通知することができるものとする。

- ② 地方農政事務所長等は、都道府県知事に対し、水田利活用自給力向上事業の都道府県単位の交付対象面積等を、「水田利活用自給力向上事業交付対象面積通知書」（様式第８号）により通知する。

（５）交付申請

- ① モデル対策の交付金を受けようとする対策加入者（以下「交付申請者」という。）は、原則として平成22年12月15日までに、（４）の交付申請書の内容を確認の上、捺印した交付申請書を地方農政事務所長等に提出して、当該交付金の交付申請をするものとする。

また、水田利活用自給力向上事業の加入者は、交付申請を行う日までに、別紙３の２に定める交付対象作物の需要に応じた生産の確保に関する要件を確認するための書類を地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、交付申請者は、これらの書類を市町村又は地域協議会を経由して提出することができるものとする。

- ② 水田利活用自給力向上事業の加入者であり、かつ、経営所得安定対策の固定払の受給資格者であって、麦・大豆から米粉用・飼料用米等に作付転換を行った場合には、平成22年９月30日までに、地方農政事務所長等に「経営所得安定対策固定払交付辞退申告書」（様式第９号）を提出するものとする。

また、市町村長は別紙７で定めるところにより、平成22年９月30日までに、市町村長の認定した調整水田等の不作付地の改善計画の写しを地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、市町村と地域協議会との合意により、地域協議会を経由して地方農政事務所等提出することができるものとする。

- ③ 地方農政事務所長等は、交付申請者ごとの交付申請書、別紙3の2に定める需要に応じた生産の確保に関する要件を確認するための書類並びに②により提出される経営所得安定対策固定払辞退申告書及び調整水田等の不作付地の改善計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、「戸別所得補償モデル対策交付金計算書」（様式第10号。以下「計算書」という。）を作成する。

また、地方農政事務所長は、当該交付申請者に係る交付申請書及び計算書を地方農政局長に送付する。

（6）交付決定及び交付金の交付

地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、（5）により対策加入者から提出され、又は地方農政事務所長から送付された関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、交付決定を行い、交付申請者に対し「戸別所得補償モデル対策における交付決定通知書」（様式第11号）を通知した上で、交付金を交付する。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、市町村又は地域協議会を経由して交付申請者に通知することができるものとする。

（7）対策加入者の農業経営の承継等

- ① 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、対策加入者の農業経営を承継した者（以下「承継者」という。）は、当該対策加入者がモデル対策において行った手続を前提として、交付金の交付を受けるための手続を承継することができるものとする。
- ② 対策加入者が、加入後に死亡した場合において、①により交付金の交付を受けるための手続を承継する者がいないときは、当該対策加入者の相続人（相続人が2人以上ある場合には、その協議により定めた1人の相続人。以下同じ。）は、当該対策加入者がモデル対策において交付金を受けるための要件をすべて満たしていることを前提として、当該対策加入者の交付金の交付申請をすることができるものとする。
- ③ ①又は②により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「戸別所得補償モデル対策加入者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第12号）に、次の書類を添付し、農業経営の承継等があった後速やかに地方農政事務所長等に提出するものとする。
- ア ①により交付金の交付を受けるための手続を承継する場合
- （ア）承継者に係る加入申請書
- （イ）相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が対策加入者の農業経営を承継したことを確認できる書類
- イ ②により交付金の交付申請をする場合

- (ア) 対策加入者と相続関係があることを確認できる書類（相続人が2人以上ある場合には、交付金の交付を受ける1人の相続人を定めたことを確認できる書類）
- (イ) 対策加入者が死亡したことを確認できる書類
- (ウ) (5) に規定する交付申請に必要な書類
- ④ ③の手続については、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、承継者等は市町村又は地域協議会を経由して行うことができるものとする。

8 関係機関の役割分担

モデル対策は国の事業であるが、円滑な事務運営のためには関係機関の協力が重要である。関係機関の役割は次のとおりであるが、地方農政事務所等は各機関と十分な連携を図り、円滑に実施できる体制がとれるよう努めるものとする。

(1) 都道府県

- ① 都道府県協議会の意見を聞いて、市町村ごとの生産数量目標の配分ルールを設定し、市町村ごとに配分
- ② 関係機関と連携し、地域に対して戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
- ③ 水田利活用自給力向上事業における、その他作物としての交付対象作物の選定及びその交付単価の設定
等

(2) 都道府県協議会

- ① 市町村ごとの生産数量目標の配分ルールについて、都道府県に対して意見具申
- ② 地域協議会が設定した生産数量目標の配分状況の取りまとめ
- ③ 都道府県と連携して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
- ④ 水田利活用自給力向上事業における、その他作物としての交付対象作物の選定及びその交付単価の設定に関し、都道府県に対して意見具申
等

(3) 市町村又は地域協議会

- ① 市町村が提供する地域の生産数量目標を基に、地域協議会は農業者ごとの生産数量目標の配分ルールを決定
- ② 農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
- ③ 地方農政事務所等と連携して、モデル対策に係る農業者の申請手続の支援、

生産数量目標の達成状況、交付対象作物の作付面積の確認、システムへのデータ入力等

- ④ 米戸別所得補償モデル事業の対象農業者から提出された調整水田等の不作付地の改善計画の市町村による認定
- ⑤ 農業者ごとの水田情報（水田台帳）の整備等

（４）認定方針作成者（農業協同組合、集荷業者等）

- ① 地域協議会に参加して農業者ごとの生産数量目標の配分ルールを検討
- ② 生産調整方針に参加している農業者に対して生産数量目標及びその面積換算値を通知等

（５）農業協同組合

- ① 地域協議会の一員として、モデル対策に係る農業者の申請手続の支援、生産数量目標の達成状況、作付面積等の確認等を実施
- ② 組合員農家への営農指導や販売事業を通じて農業者の所得確保を支援
- ③ 集落営農の組織化や農地の集積等の指導等

（６）農業共済組合等

- ① 地域協議会の一員として、水稻共済引受事務と併せて、農業者の申請手続等を支援
- ② 農業者の生産数量目標に即した生産の確認において、当該農業者の農作物共済引受面積等の情報を市町村又は地域協議会に提供等

（７）地方農政事務所等

- ① 都道府県及び市町村等の関係機関、農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
- ② 市町村又は地域協議会と連携して、農業者等の加入申請・交付申請の受付
- ③ モデル対策の円滑な推進のための関係機関に対する必要な指導・助言
- ④ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力
- ⑤ 官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）への入力、交付金の支払い等

（注）平成23年度からの本格実施の際には、生産数量目標の設定方法等と併せて新たな制度に対応した実施体制を検討していくこととする。

9 申請書類等の保存期間

モデル対策の交付金の交付を受けた者、市町村又は地域協議会、都道府県、地方農政事務所等は、モデル対策の交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

10 交付決定の取消し

地方農政局長等は、モデル対策の交付金の交付決定を受けた者が、モデル対策の交付金の交付要件を満たさないことが判明したとき又はモデル対策に関する法令若しくは処分に違反したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

11 交付金の返還

- (1) 地方農政局長等は、モデル対策の交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) (1) により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- (3) 地方農政局長等は、(1) により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から国への納付の日までの期間に応じて、年5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- (4) 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における(3)の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領日において受領したものであるとする。
- (5) 加算金を納付しなければない場合において、交付金の交付を受けた者は納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、まず当該返還を命ぜら

れた交付金の額に充てられたものとする。

- (6) 交付金の交付を受けた者であって、地方農政局長等から交付金の返還を命ぜられたものが、これを納期日までに納付しなかったときは、地方農政局長等は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- (7) 延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (8) 地方農政局長等は、(3) 又は (6) の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- (9) (8) の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除は、モデル対策の交付を受けた者からの申請により行うものとする。この申請を行おうとする者は、申請の内容を記載した書面に、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該交付金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを地方農政局長等に提出しなければならない。
- (10) 地方農政局長等は、(9) の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を行うに当たっては、農林水産大臣に報告しなければならない。

12 その他の関連事項

(1) 推進に必要な経費

戸別所得補償制度の周知、モデル対策の要件確認等の推進に必要な経費については、都道府県又は都道府県協議会を事業実施主体とする戸別所得補償制度導入推進事業（戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱に基づく事業をいう。）により補助する。

(2) モデル対策の交付金の税制上の扱い

モデル対策の交付金については、農業経営基盤強化準備金の対象とする。このため、モデル対策の交付金を農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により認定されたものをいう。）に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、当該積立金について個人は必要経費に、法人は損金に算入することができる。

また、農業経営改善計画に従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩し、又は受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳することができる。

(3) 米戸別所得補償モデル事業の変動部分と経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の交付金との調整

平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策（水田・畑作経営所得安定対策実施要領第6に基づく事業をいう。以下同じ。）が同時に実施される。

この際、米戸別所得補償モデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少影響緩和対策でも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てんの内容が重複しないよう調整する必要がある。

このため、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除する措置をとるものとする。

(4) 集荷円滑化対策の扱い

集荷円滑化対策（集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）に基づく対策をいう。以下同じ。）は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものである。米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償がなされるため、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができる。

このため、平成22年度は、集荷円滑化対策は実施しないこととし、同対策に係る生産者抛出も行わない。

なお、平成23年度以降の取扱いについては、平成16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者抛出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討する。

(5) 米粉用・飼料用米等及び加工用米の扱い

米粉用・飼料用米等及び加工用米については、需給調整要領の規定に基づき、その定められた用途に確実に供されるよう、適切な運用を図ることが不可欠である。

① 作付予定面積

米粉用・飼料用米等及び加工用米の作付予定面積は、需給調整要領の規定に基づき、出荷契約数量又は販売契約数量を地域の合理的な単収（生産数量目標の面積換算に用いた単収や農業試験場での多収性品種の実証単収など）を用いて換算する等により適切に設定する。その作付けに関しては、原則ほ場特定を

行うこととし、作付確認依頼書等において、該当するほ場の作物名欄に米粉用・飼料用米等又は加工用米と明記する。

② 出荷・販売数量

米粉用・飼料用米等及び加工用米の出荷・販売数量は、作付予定面積において生産された米がすべて定められた用途に供されるよう、作柄等の影響による生産量の変動に応じた数量とする。

このため、出荷・販売契約においては、作柄等の影響による契約数量の変更の取扱いを定めるものとする。

③ モデル対策との関係

作付予定面積において生産された米がすべて定められた用途に供されることが確実と認められない場合には、モデル対策の交付対象としない場合もあることに留意する必要がある。

(6) 米粉用・飼料用米等及び加工用米の適正流通の確保について

食糧法及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）の規定に基づき、次のような措置を講じることにより、米粉用・飼料用米等及び加工用米の主食用米への横流れ防止の徹底を図る。

① 米粉用・飼料用米等及び加工用米の出荷又は販売を行う者（生産者を含む。）は、次の措置を講じることとする。（食糧法遵守事項の徹底）

ア 流通ルート of 透明性を確保するため、需要者に直接又は需要者団体を通じて販売すること。また、当該米穀が定められた用途に確実に使用されるよう、需要者から生産者にその旨の誓約書の提出、転売禁止及び違反した場合の違約措置を契約書に明記すること。

イ 主食用米との区分管理を徹底するため、用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかになるよう「はい票せん」により掲示すること。また、販売時は、紙袋等の包装容器にその用途を表示すること。

② 地方農政局長等又は都道府県知事は、①の確認を行うために、当該米穀の出荷又は販売を行う者（生産者を含む。）やその需要者に対して食糧法第52条第1項に基づく立入検査を行い、違反者に対しては、勧告・命令を実施する。

③ 地方農政局長等又は都道府県知事による事後的な検証を可能とするため、

ア 届出事業者は、帳簿に米穀の種類別の出荷数量又は販売数量を記載し保存する。（食糧法の徹底）

イ 米穀事業者は、米穀の譲渡し、譲受けの際に、品名、取引先、数量等に加え、用途限定米穀の用途を記録する。また、搬出、搬入の際についても同様に記録・保存する。（米トレーサビリティ法の徹底）

（注1）届出事業者とは、米穀の出荷・販売数量（自ら生産した米穀を届出事業者に出荷・販売する数量は含まない。）が20精米トン以上の者である。

（注 2）米穀事業者とは、生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造の事業を行うすべての事業者である。

- ④ 地方農政局長等又は都道府県知事は、③のイの記録・保存について、その確実な実施を確認するため、米トレーサビリティ法第10条に基づき、米穀事業者、運送業及び倉庫業者に対し、立入検査を行い、違反者には罰則を適用する。

なお、米トレーサビリティ法の施行前（平成22年10月1日一部施行）に収穫・出荷される米穀についても、生産者、需要者サイド双方で取引等の記録の作成・保存が実施されるよう理解の促進、取組の徹底を図る。

附 則

本実施要綱の制定に伴い、

- 1 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

ただし、平成21年度に水田農業構造改革対策実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例による。

なお、都道府県協議会が資金造成事業により造成した資金に残余があるときは、当該残余のうち国からの産地確立交付金相当額又は稲作構造改革促進交付金相当額を国に返還するものとする。

- 2 水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

ただし、平成21年度に水田等有効活用促進対策事業実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例による。

なお、都道府県協議会が水田等有効活用促進対策資金造成事業により造成した資金に残余があるときは、当該残余のうち国からの水田等有効活用促進交付金等の相当額を国に返還するものとする。

- 3 水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

ただし、平成21年度に水田等有効活用促進指導事業実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例による。

その他作物の交付単価等の考え方及び設定手続

1 設定主体

都道府県が、国と協議の上、交付対象作物及び交付単価を設定するものとする。

2 交付対象作物

戦略作物以外の作物とし、都道府県一律で設定する。また、必要に応じ、米粉用・飼料用米等を除く戦略作物への加算に用いることができるものとする。

なお、果樹等の永年性の木本性作物（以下「果樹等」という。）については、原則として、都道府県が交付対象にしようとする品目であって、

- ① 平成21年度において、産地確立交付金（水田農業構造改革対策実施要綱別紙 1 の第 2 の 3 の産地確立事業、6 の産地確立特別加算事業及び 7 の新需給調整システム定着交付金助成事業による助成金をいう。以下同じ。）による当該品目への助成が行われた水田
- ② 平成22年度に当該品目を新植する水田
で生産するものを交付対象とする。

ただし、平成21年度の産地確立計画書（水田農業構造改革対策実施要綱別紙 1 の第 8 の 4 の産地確立計画書をいう。）において、果樹等に対して交付対象期間を定めており、平成21年度が交付最終年度となっているものがある場合には、当該水田の果樹等は交付対象としないことを基本とする。

3 対象外の作物・用途

次に掲げるものについては交付対象外とする。

- ① 主食用米
- ② 新規需要米（需給調整要領第 3 の 2 の新規需要米をいう。）のうち、輸出用等平成18年度において主食用米として取り扱われた種類の米穀
- ③ でん粉原料用かんしょ・ばれいしょ
- ④ 調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等の作物の作付けを行わないもの

4 交付単価の設定

都道府県で一律の交付単価とし、「当該都道府県における交付対象作物の面積×10,000円／10 a」の範囲内で交付単価を設定する。この場合の交付対象作物の面積は、直近の産地確立交付金等の転作助成金の交付面積等を基に見込むものとする。

5 交付単価の減額調整

4の交付単価設定時における交付対象作物の面積よりも実際の作付面積が拡大し、交付金額（交付対象面積×10,000円／10a）を超過する場合は、戦略作物への加算分も含め、交付金額の範囲内に収まるよう、交付単価を減額するものとする。その際、次の単価調整係数（小数第4位以下切り捨て）を用いて、都道府県単位で一律に交付単価を減額（小数点以下切り捨て）するものとする。

$$\text{単価調整係数} = \frac{\text{交付対象面積} \times 10,000 \text{円} / 10\text{a}}{(\text{作物ごとの交付対象面積} \times \text{作物ごとの交付単価}) \text{の合計}}$$

6 その他作物の設定手続

（1）計画の作成・承認

- ① 都道府県知事は、「その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の運用に関する計画」（様式第13号）を作成し、地方農政事務所が所在する都府県にあっては地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に平成22年5月31日までに提出するものとする。
- ② 地方農政局長等は、①で提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は当該計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

（2）交付単価の確定及び報告

都道府県知事は、本事業の交付対象面積の確定後、「その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の調整結果等の報告書」（様式第14号）により、その他作物の交付単価の確定値等を、地方農政事務所の所在する都府県にあっては地方農政事務所を経由して、原則として平成22年10月31日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

二毛作の交付対象の考え方

1 対象となる作付けパターン（例）

作付けのパターン	交付金額（円／10a）
・ 主食用米 + 麦	(米戸別所得補償モデル事業) + 1.5万円
・ 大豆 + 麦	3.5万円 + 1.5万円
・ 麦 + そば	3.5万円 + 1.5万円
・ 米粉用米 + 麦	8万円 + 1.5万円

(注 1) 二期作の場合

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果である。このため、例えば、二期作で米粉用米と飼料用米の生産を行う場合の交付額は次のとおりとする。

作付けのパターン	交付金額（円／10a）
・ 米粉用米 + 飼料用米	8万円 + 1.5万円

(注 2) 稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦+大豆・そばを翌年産として整理（収穫年で整理）することとし、その交付額は次のとおりとする。

作付けのパターン	交付金額（円／10a）
(22年産) 主食用米 — (23年産) 麦 + 大豆	(米戸別所得補償モデル事業)
(22年産) 米粉用米 — (23年産) 麦 + 大豆	8万円

2 対象とならない作付けパターン（例）

作付けのパターン	交付金額（円／10a）
・ 大豆 + 野菜	3.5万円 —
・ 麦 + 野菜	3.5万円 —
・ 米粉用米 + 野菜	8万円 —
・ 野菜 + 野菜	1万円程度 —
	(都道府県の設定単価)

3 二毛作の交付対象作物の判断

戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組む場合においては、加入申請者が市町村長又は地域協議会長に提出する作付確認依頼書において、水田ごとに二毛作の交付対象とする作物、作付面積を申告するものとする。

それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合においても、いずれか一方が二毛作の交付対象となることから、関係者間での調整の上、それぞれの者の作付確認依頼書をまとめて市町村長又は地域協議会長に提出するものとする。

需要に応じた生産の確保

1 実需者との出荷販売契約等の締結

交付対象作物ごとの「実需者との出荷販売契約等」の詳細は次に掲げる契約・計画等とし、これらの契約や認定を受けた計画に基づいて生産されるものを交付対象とする。

(1) 麦

民間流通麦促進対策実施要領（平成11年 9 月 1 日付け11食糧業第596号食糧庁長官通知）に基づく契約等

(2) 大豆

国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年 3 月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）第 4 の第 3 項に基づく契約等

(3) 飼料作物

生産者、利用者、ほ場の場所・面積、協定締結期間、その他必要事項について定めた利用供給協定又はそれに準ずる自家利用計画

(4) 米粉用米、飼料用米

需給調整要領別紙 4 の第 5 の 1 の新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第 5 条第 3 項の生産製造連携事業計画

(5) バイオ燃料用米

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第 4 条の生産製造連携事業計画及び需給調整要領別紙 4 の第 5 の 1 の新規需要米取組計画

(6) WC S用稲

需給調整要領別紙 4 の第 5 の 1 の新規需要米取組計画

(7) 加工用米

需給調整要領別紙 3 の第 5 の加工用米取組計画又は第 6 の加工用米出荷契約

2 需要に応じた生産の確保に関する要件の確認

水田利活用自給力向上事業の加入者は、交付対象作物に係る、

① 1 の出荷販売契約等の写し

② 出荷・販売伝票（作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの）又は作業日誌（作物名、収穫日が分かるもの）等の収穫した作物及び収穫日が分かる書類の写しを地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、対策加入者等の負担軽減の観点から、これらの書類の提出を、「水田利

活用自給力向上事業交付要件報告書」(様式第15号)の提出に代えることができるものとする。

3 自然災害等の発生時における収穫等の扱い

自然災害等により交付対象作物の収穫等を行うことができなかった場合(収穫皆無となった場合)については、

- ① その原因が自然災害等によるものであることが客観的な書類で確認できること
- ② 当該自然災害の発生以前においては、通常の肥培管理等が行われていたことを確認できること

を条件として、収穫等が行われたものとみなすことができることとし、その具体的な扱いについては、市町村又は地域協議会と地方農政事務所等が個別に協議して決定するものとする。

麦・大豆から転換する米粉用・飼料用米等の扱い

1 麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積の算出方法

(1) 転換面積

原則として、対策加入者ごとの

- ① 平成21年産から平成22年産にかけての転作麦・転作大豆作付けの減少面積の合計
- ② 平成21年産から平成22年産にかけての米粉用・飼料用米等の作付けの拡大面積の合計

を比較し、いずれか小さい方の面積を麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積とする。

なお、麦収穫後の不作付状態を解消し、新たに米粉用・飼料用米等を作付ける場合、麦の取り扱いが転作作物から裏作作物に変わり、転作作物としての麦の面積が減少することとなるが、この場合のように、米粉用・飼料用米等への転換が生じていなければ、当該面積は麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積とはみなさないものとする。

(2) 経営所得安定対策の固定払を辞退すべき面積

経営所得安定対策の固定払を辞退すべき面積（以下「辞退面積」という。）は、(1)により算出した転換面積から、21年産において、特定対象農産物の支援事業（担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知）別紙2に基づく事業をいう。）及び水田等有効活用促進対策事業（水田等有効活用促進対策事業実施要綱に基づく事業をいう。）による経営所得安定対策の固定払相当額の助成の対象となった面積を差し引いた面積とする。

また、平成21年産において、水田等有効活用促進対策事業の作付転換の特認により助成対象となったもののうち、麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積がある場合には、当該面積を辞退面積に加算することとする。

なお、上記の方法では辞退面積が適切に算出されないと地方農政事務所長等が判断する特別な案件においては、上記以外の方法により辞退面積を算出することができるものとする。

2 経営所得安定対策等の申請の手続

経営所得安定対策の固定払の受給資格者で、麦・大豆から米粉用・飼料用米等に転換する者は、経営所得安定対策の固定払の交付申請と併せ、「経営所得安定対策固定払辞退申告書」（様式第9号。以下「申告書」という。）を平成22年9月30日までに地方農政事務所長等に提出するものとする。

なお、経営所得安定対策の固定払の交付申請の際には、期間平均生産面積から辞退面積を差し引いた面積を申請するものとする。

3 辞退面積の確認

地方農政事務所長等は、申告書の提出があった場合には、申告書の記載内容を審査し、米粉用・飼料用米等の交付対象面積を決定するものとする。

4 実際に転換した面積と固定払の辞退面積が異なる場合の取扱い

麦・大豆から米粉用・飼料用米等実際に転換した面積が辞退面積を上回った場合には、当該超過面積を米粉用・飼料用米等の作付面積から差し引いて交付対象面積を決定するものとする。

なお、実際の転換面積と辞退面積が異なることのないよう、経営所得安定対策の固定払を辞退する際には、市町村又は地域協議会が行う作付面積の確認後に辞退面積を算出する等の対応が必要である。

激変緩和措置の考え方及び設定手続

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、従来対策に比べて交付額が減少する地域における影響をできる限り緩和し、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、次の措置を講ずる。

1 交付単価設定の弾力的運用等

(1) その他作物への交付額を活用した戦略作物の交付単価調整

都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、その他作物への交付額を活用し、米粉用・飼料用米等を除く戦略作物への加算を行うことができるものとする。

(2) 麦・大豆・飼料作物間での交付単価調整

都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、麦・大豆・飼料作物の交付総額の範囲内で、飼料作物の交付単価を減じて、麦・大豆の交付単価を上乗せすることができるものとする。

(3) 二毛作への交付による激変緩和効果

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士による二毛作に対して交付金が交付されることにより、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

2 激変緩和調整枠による加算の設定

(1) 都道府県への配分

平成20年度における産地確立交付金等の転作助成金の活用実績等を基準とした、平成22年度における交付推計額の減少分に応じ、都道府県に対して調整枠を配分する。

その際、各都道府県の、1の(2)及び(3)による効果を勘案し、配分上の考慮を行う。

ただし、1の(2)及び(3)の効果により、計算上は調整枠の配分が行われないこととなる都道府県もあることから、各都道府県ともに最低限の配分がなされるように調整を行う。

(2) 調整枠の運用

都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、配分された調整枠を活用し、こ

れまでに確立されてきた産地の生産体制を維持するため、交付単価の変動の大きい作物への加算措置を講ずることができるものとする。

なお、都道府県から地域協議会に対して調整枠を配分し、地域協議会において加算措置の内容を設定することができるものとする。

(3) 激変緩和調整枠による加算の対象者

平成21年度において、産地確立交付金等の転作助成金を受けた者とする。

ただし、従来から助成金を受けつつ転作に取り組んできたものの、ブロックローテーション等のため平成21年度は転作を行わなかった者については、計画的にブロックローテーション等に取り組んだことを取組計画等により確認できる場合は対象とすることができるものとする。

3 交付単価の減額調整

1の(2)及び2において、交付単価の設定時よりも対象面積が拡大し、所要額が調整枠等を超過する場合には、それぞれ麦・大豆・飼料作物の交付総額及び激変緩和調整枠の範囲内に収まるよう、交付単価を減額する。

なお、激変緩和調整枠について、地域協議会に調整枠を配分して加算措置を設定する場合においては、地域協議会単位で、それぞれの配分枠内に収まるよう交付単価を減額する。

その際、次の単価調整係数（小数第4位以下切り捨て）を用いて、一律に交付単価を減額（小数点以下切り捨て）するものとする。

$$\text{単価調整係数} = \text{調整枠等} / (\text{作物ごとの対象面積} \times \text{交付単価}) \text{の合計}$$

4 激変緩和措置の設定手続

(1) 計画の作成・承認

- ① 都道府県知事は、「その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の運用に関する計画」（様式第13号）を作成し、地方農政事務所の所在する都府県にあっては地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に平成22年5月31日までに提出するものとする。
- ② 地方農政局長等は、①で提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は当該計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知する。

(2) 交付単価の確定及び報告

都道府県知事は、本事業の交付対象面積の確定後、「その他作物の交付対象作

物及び交付単価並びに激変緩和措置の調整結果等の報告書」(様式第14号)により、麦・大豆・飼料作物(激変緩和措置として交付単価を調整する場合に限る。)の交付単価の確定値等を、地方農政事務所の所在する都府県にあつては地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 激変緩和調整枠の交付額の確定及び報告

地域協議会長は、激変緩和調整枠による対策加入者ごとの交付金額を計算し、「水田利活用自給力向上事業激変緩和調整枠交付額報告書」(様式第16号)及びそのデータ(地方農政事務所長等が定める形式による。)を、都道府県知事を経由して、地方農政事務所長等に報告するものとする。

(4) (2) 及び (3) の報告は、原則として平成22年10月31日までにを行うものとする。

5 激変緩和調整枠による交付金の交付

(1) 地方農政事務所長等は、4の(3)により地域協議会長から報告を受け、激変緩和調整枠による交付金額を含めた交付申請書を作成し、対策加入者に送付する。

(2) 地方農政局長等は、地方農政事務所長等が算定した交付対象面積に応じた交付金(戦略作物、その他作物、二毛作)及び激変緩和調整枠による交付金を交付申請者に交付する。

(3) (1) 及び (2) の手続は、実施要綱7の(4)から(6)までによるものとする。

生産数量目標に即した生産の確認

1 確認体制の整備

市町村又は地域協議会は、農業共済組合等、認定方針作成者、農業委員会、都道府県、地方農政事務所等と連携し、対策加入者の対象作物の作付面積等の確認体制を整備するものとする。

なお、確認事務の簡素化の観点から、特に、農業共済組合等との連携を図ることとし、水稻共済細目書異動申告票と作付確認依頼書の様式の一体化等を通じて農業者データの共有化に努める。

2 確認手法

- (1) 生産数量目標に即した生産を行っていることの確認は、市町村又は地域協議会が、対策加入者ごとに設定された生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用米の作付けが行われていることを確認することにより行う。
- (2) (1) の確認は、対策加入者が水稻共済加入者である場合には、対策加入者の作付確認依頼書に記載された水稻作付面積と当該対策加入者の水稻共済引受面積との突合により行う。なお、当該方式による確認の整合性を確保する観点から、確認する水稻作付面積の単位は、a単位とし、対策加入者の作付確認依頼書に記載された水稻作付けに係る耕地ごとの面積に0.1a未満の端数があるときは、四捨五入の方法により耕地ごとに端数を整理した上で、その面積を合計する。
- (3) (2) の具体的な方法は、当該対策加入者の作付確認依頼書における水稻作付面積の合計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地、青刈り稲、WC S用稲等の作付面積）がある場合はその面積を控除した面積（水稻共済突合基礎面積）を水稻共済引受面積と突合し、これにより確定した水稻共済突合基礎面積から加工用米及び新規需要米の作付面積を控除した面積に、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積を加算して得た面積が当該対策加入者の生産数量目標の換算面積を超えていないことを、確認することとする。

【確認手順】

(ア) 水稻共済突合基礎面積の算出

水稻共済突合基礎面積

$$= \text{農業者の水稻作付面積} - \left[\begin{array}{l} \text{各農業共済組合等が引受を行わない水稻の作付面積} \\ \cdot \text{新規開田地の水稻作付面積} \\ \cdot \text{青刈り稲の作付面積} \\ \cdot \text{WC S 用稲の作付面積} \quad \text{等} \end{array} \right]$$

(イ) 水稻共済突合基礎面積と水稻共済引受面積との突合

(ウ) 主食用米の作付面積の算出

主食用米の作付面積

$$= \text{水稻共済突合基礎面積} - \left[\begin{array}{l} \text{加工用米の作付面積} \\ \text{新規需要米の作付面積} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{各農業共済組合等が引受を行わない水稻の作付面積} \\ \cdot \text{新規開田地の水稻作付面積} \\ \cdot \text{青刈り稲の作付面積} \\ \cdot \text{WC S 用稲の作付面積} \quad \text{等} \end{array} \right]$$

(エ) 主食用米の作付面積と生産数量目標の面積換算値との突合により、生産数量目標に即した生産を行っていることを確認

(4) 市町村又は地域協議会は、対策加入者が水稻共済未加入者である場合には、当該対策加入者の作付確認依頼書に記載された水稻作付面積について、対策加入者ごとの水田情報（水田台帳）、土地台帳及び集落地図等を活用しながら、現地ほ場において、実際の作付状況を確認するものとし、必要に応じて実測を行う。その際の水稲作付面積は田本地面積とし、畦畔、はざ場等の水稻の作付けが不可能な面積は含まないものとする。

なお、当該農業者について、加工用米又は新規需要米の作付けがある場合は、当該農業者の水稲作付面積から当該面積を控除して得た主食用米の作付面積と当該対策加入者の生産数量目標の面積換算値を突合することにより確認する。

調整水田等の不作付地の改善計画の手続

1 申請手続

- (1) 米戸別所得補償モデル事業に加入しようとする者のうち、調整水田等の不作付地（ほ場 1 筆単位）を有する者については、「調整水田等の不作付地の改善計画」（様式第17号。以下「改善計画」という。）に必要事項を記入し、平成22年 4 月 1 日から同年 6 月30日までの間に、市町村長に提出するものとする。

ただし、市町村と地域協議会との合意により、地域協議会を経由して市町村長に提出することができるものとする。

（注）改善計画については、必要事項が記載できるものであれば、様式第17号を参考として、市町村は独自の様式（選択肢を設定したチェック方式の様式等）を定めることができるものとする。

また、水田情報（水田台帳）が整理され、集落等地域ぐるみで不作付地の改善に向けた検討を進めることが確実と認められる場合には、その範囲内に住所地を有する販売農家又は集落営農の改善計画を一覧表形式で整理して作成することも可能とする。

- (2) 市町村長は、提出された改善計画について、販売農家又は集落営農ごとに水田情報（水田台帳）に照らして、

- ① 不作付地の地番、面積
- ② 不作付地ごとに、作物の栽培ができない理由
- ③ 改善に向けた具体的な取組内容及びその達成予定年

が正確に記載されていることを確認し、次の例を参考として、内容に不備がなく、特段の問題がなければ認定するものとする。

（注 1）改善計画を作成する必要がある水田については、別紙 8 の交付対象水田の範囲内の水田とする。ただし、土地改良事業が行われている水田（いわゆる土地改良通年施行）は改善計画の作成を要しない。

（注 2）他の政策目的に活用することで作物作付けが期待できない水田や周辺の状況から見て将来的にも作物生産が期待できない水田がある場合には、改善計画の達成予定年は記載せず、「－」（バー）を記載する。

【例】

＜作物の栽培ができない理由＞	＜改善に向けた取組内容＞
○ 連作障害を防ぐために休耕している	→ ブロックローテーションの計画に則した作物生産を行う
○ 湿田で麦・大豆等の作付けができない	→ 農業協同組合等と相談し、飼料用米等の作付けを検討する
○ 高齢であり自力作付には限界がある	→ 集落営農に参加する、他人に委託する
○ ほ場条件が悪く引き受け手が見つからない	→ ほ場条件を整備し利用を図る
○ ビオトープとして町と契約している	→ 契約内容に従った利用を行う
○ 鳥獣害を防止するための緩衝帯として活用している	→ 引き続き緩衝帯として活用する
○ 水稻の育苗ハウスとして活用している	→ 引き続き水稻の育苗ハウスとして活用する

2 地方農政事務所等への報告

市町村長は、改善計画を認定した結果を平成22年9月30日までに地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、市町村と地域協議会との合意により、地域協議会を経由して地方農政事務所等に提出することができるものとする。

モデル対策の交付金の交付対象となる水田等

モデル対策の交付金の交付対象となる水田等（以下「交付対象水田」という。）については、次のとおりとする。

- 1 平成21年度における水田農業構造改革対策上の助成水田（水田農業構造改革対策実施要綱別紙 1 の第 5 の規定に基づき整理された助成水田をいう。）に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
 - (2) 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、市町村又は地域協議会がモデル対策の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの
- 2 1 のほか、平成22年度に交付対象水田として新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の (1) 又は (2) に該当するもの。ただし、(3) のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田台帳に掲載されていなかった水田等のうち、平成21年度において、
 - ① 水稻の作付けが行われた水田
 - ② 水稻以外の作物作付け又は農地として良好な状態で管理されていた水田等に該当するもの
 - (2) 平成21年度以降に水稻の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ① 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田
 - ② 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田
 - ③ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年 4 月 1 日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、市町村又は地域協議会が認めたもの

(3) 交付対象水田に該当しない土地

- ① 新規開田地に該当するもの（平成21年度における水田農業構造改革対策上の助成水田以外の土地（(2)に該当するものを除く。）であって、平成21年産の水稲の収穫期後水稲の作付けが可能となったもの若しくは水稲の作付けが行われたもの又は農業者が自己開田したもの）
- ② 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難と市町村又は地域協議会が判断する土地